

おいでませ！山口国体下松市協賛取扱要項

1 目的

この要項は、下松市で開催されるおいでませ！山口国体・山口大会及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する企業、団体及び個人から協賛の申し出があった場合の取扱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 協賛への対応

- (1) 協賛の申し出があった場合は、原則として大会の広報啓発又は運営に要する物品等の提供又は貸与とし、おいでませ！山口国体下松市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（第1号様式）により行うものとする。
- (3) 協賛を受け入れた場合は、協賛品受領証明書（第2号様式）を発行する。

3 協賛として取扱わないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する恐れがあると認められるもの。
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

4 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向の応じ、協賛の表示をすることができる。ただし、協賛品に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示することができる。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者の広告宣伝が必要以上に強調されないように留意する。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

5 謝意への謝意

協賛を受け入れた場合は、協賛者に対し礼状等により感謝の意を表すとともに、必要に応じホームページ等にその旨を掲載するなど周知を図るものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。